

社援発1006第7号
平成28年10月6日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正し、平成28年10月1日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

別添の新旧対照表のとおり改める。

○「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日厚生省社会局長通知 社発第727号）

改正後	改正前
<p>第1～8（略） 様式第1号～第37号（略） 別紙第1号～第4号の1（略）</p> <p>別紙第4号の2 あん摩・マッサージの施術料金の算定方法 あん摩・マッサージ師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1（略） 2 往療 患者1人1回につき1,800円 (1)～(4)（略） (5) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（<u>定期的・計画的に行う場合を含む。</u>）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、<u>往療料は支給できないこと。</u></p> <p>3（略）</p> <p>別紙第4号の3（略）</p> <p>別紙第4号の4 はり・きゅうの施術料金の算定方法</p> <p>1（略） 2 往療 患者1人1回につき1,800円 注(1)～(4)（略） (5) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（<u>定期的・計画的に行う場合を含む。</u>）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、<u>往療料は支給できないこと。</u></p> <p>3（略）</p>	<p>第1～8（略） 様式第1号～第37号（略） 別紙第1号～第4号の1（略）</p> <p>別紙第4号の2 あん摩・マッサージの施術料金の算定方法 あん摩・マッサージ師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1（略） 2 往療 患者1人1回につき1,800円 (1)～(4)（略） (5) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に<u>支給できるものであり、これによらず、定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には、支給できないこと。</u></p> <p>3（略）</p> <p>別紙第4号の3（略）</p> <p>別紙第4号の4 はり・きゅうの施術料金の算定方法</p> <p>1（略） 2 往療 患者1人1回につき1,800円 注(1)～(4)（略） (5) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に<u>支給できるものであり、これによらず、定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には、支給できないこと。</u></p> <p>3（略）</p>